

食品工場
飲食店
食品関連以外の
施設にも!

水質検査のご提案

水道水以外の水は水質検査が必要です。
検査に関する質問などお気軽にご相談ください。



井戸水を食品製造・加工に使用されている皆様へ

● 毎月、年1回等の定期検査に!

● 営業許可申請の際に必要!

飲用井戸水の
水質検査 11項目

¥8,000~

食品製造用水の
水質検査 26項目

¥54,200~

水道水質基準
51項目

¥165,100~

※その他、個別の項目も承ります!

食品営業施設における水質検査について(三重県の例)

対象の水質検査の項目は、下記フロー図からご確認ください。

食品製造用水の水質検査が必要な施設ですか?(右図参照)

NO

水道水を使用していますか?

YES

検査の義務はありません。
※都道府県により異なります。

NO

営業許可申請をしますか?
新規 or 継続

新規

「食品製造用水の水質検査」
26項目(義務検査)が必要

継続

「飲用井戸水の水質検査」
11項目 年1回以上の実施が必要

その他「水道水質基準」^{51項目}
井戸水等の給水開始前又は、
水質に異常が見られたとき

対象業種

食品製造用水の水質検査が必要な施設(義務検査)

● 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)

魚介類を生食用に調理する場合

氷雪

氷菓

食鳥卵

食肉製品

鯨肉製品

魚肉ねり製品

ゆでだこ

ゆでがに

生食用鮮魚介類

生食用かき

豆腐

冷凍食品

容器包装詰詰加圧加熱殺菌食品

自動販売機・清涼飲料水全自動調理機

添加物

洗浄剤

● 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)

アイスクリーム

アイスマルク

ラクトアイス

発酵乳

乳酸菌飲料

自主的に検査を実施されている業種例

飲食店営業

菓子製造業

あん類製造業

乳製品製造業

酒類製造業

めん類製造業

惣菜製造業

漬物製造業

検査項目

食品製造用水の水質検査26項目(厚生省告示第370号)

検査項目	規格値
1 一般細菌	100以下/mL
2 大腸菌群	検出されないこと
3 カドミウム	0.01mg/L以下
4 水銀	0.0005mg/L以下
5 鉛	0.1mg/L以下
6 ヒ素	0.05mg/L以下
7 六価クロム	0.05mg/L以下
8 シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01mg/L以下
9 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
10 フッ素	0.8mg/L以下
11 有機リン	0.1mg/L以下
12 亜鉛	1.0mg/L以下
13 鉄	0.3mg/L以下
14 銅	1.0mg/L以下
15 マンガン	0.3mg/L以下
16 塩素イオン	200mg/L以下
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
18 蒸発残留物	500mg/L以下
19 陰イオン界面活性剤	0.5mg/L以下
20 フェノール類	フェノールとして0.005mg/L以下
21 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10mg/L以下
22 pH値	5.8以上8.6以下
23 味	異常でないこと
24 臭気	異常でないこと
25 色度	5度以下
26 濁度	2度以下

井戸水等の水質検査 ※都道府県条例により水質検査項目は異なります。

検査項目	規格値
1 一般細菌	集落数100以下/ml
2 大腸菌	検出されないこと
3 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
4 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
5 塩化物イオン	200mg/L以下
6 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
7 pH値	5.8以上8.6以下
8 味	異常でないこと
9 臭気	異常でないこと
10 色度	5度以下
11 濁度	2度以下

● 対象施設

- ① 一般飲用井戸…個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者
- ② 業務用飲用井戸…官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等
- ③ 小規模貯水槽水道等…水道事業の用に供する水道、その他の水道

● 検査のタイミング

- ✓ 毎月、年1回などの定期検査
- ✓ 前回の51項目検査時から5年経過したとき
- ✓ 飲用井戸等の周辺環境が大きく変化したとき
- ✓ 水に異常を認めたととき
- ✓ 井戸水等の給水開始前 等